

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
--------------	-----------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	1	食品等の安全性を確保すること
施策目標	1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
個別目標1		食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・総合衛生管理製造過程の普及による高度衛生管理の推進 ・食中毒危機管理対策の推進 ・BSE検査及びピッシング中止の推進等によるBSE対策の実施 ・輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導
個別目標2		食品等に関する規格基準の設定を推進すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブリスト制度導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定 ・食品添加物の指定 ・遺伝子組換え食品の国際規格の策定
個別目標3		虚偽誇大広告等不適正表示の防止により、健康食品の安全対策を推進すること
		(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導
個別目標4		リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること
		※重点評価課題(健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための「食育」の推進) (主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1. 目的等 食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図るもの。		
2. 関連法令等 <ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生法(昭和22年法律第233号) ○健康増進法(平成14年法律第103号) ○と畜場法(昭和28年法律第114号) ○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号) 		

○食品安全基本法（平成15年法律第48号） ○食育基本法（平成17年法律第68号）	
主管部局・課室	医薬食品局食品安全部企画情報課、企画情報課国際食品室、企画情報課検疫所業務管理室、基準審査課、基準審査課新開発食品保健対策室、監視安全課、監視安全課輸入食品安全対策室
関係部局・課室	

2. 現状分析

製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。
また、BSE問題や残留農薬問題など、食をめぐる様々な問題が発生し、食品の安全性を確保するという要請が一段と強くなっているところである。
こうした中で、平成15年には、食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析という考え方を基本として、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関として食品安全委員会が内閣府に設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関としての立場が明確化された。
この新たな枠組みの中で、リスク管理機関として、厚生労働省は農林水産省等の関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品安全の推進を図っているところである。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1 大規模食中毒の発生件数（単位：件） （過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度）	6	2	0	2	6
2 モニタリング検査達成率（単位：%） （100%/毎年度）	117	104	103	102	102
3 ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則として禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（単位：品目数） （ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/—）	—	—	—	—	9
4 健康食品等に関する健康被害報告数（単位：件） （過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度）	193	89	45	39	15
5 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（単位：%）（60%以上/平成22年度）	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「食中毒統計」（医薬食品局食品安全部監視安全課調べ）による（平成18年については速報値）。 ・ 指標2は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」（医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室）による。 ・ 指標3は、医薬食品局食品安全部基準審査課の調べによる。 ・ 指標4は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室の調べによる。					

- ※ 指標3については、平成18年5月29日に制度が施行したため、平成17年度までの集計はない。
- ※ 指標5については、食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたところである。現在のところ調査は行っていないが、平成21年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である。

施策目標の評価

大規模食中毒（食中毒患者数500名以上）については、過去（平成13年から17年）5年間の平均件数は2.2件であるが、平成18年には6件発生しており、過去5年間の発生件数の平均を上回った。これらは全て平成18年末に発生が急増したノロウイルスによる食中毒であり、原因施設は仕出屋及び給食等の大量調理施設であった。今後は、特に食品の衛生的な取扱いについての普及啓発等を強化し、大規模食中毒の発生件数を未然に防止することが必要である。

モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。

ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行されたが、平成18年度には9品目の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。

健康食品等に関する健康被害の防止については、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことにより、広告に関して事業者からの自発的な事前相談を促すと同時に、違反事例の集積が図られ、より適切な監視指導が可能になるものであるが、現段階では、個別目標における目標も達成されており、施策目標の推進に向けて一定の進展があったと評価できる。

平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を平成22年度までに60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するためには、国民との意見交換や国民に対する情報提供をこれまで以上に幅広く、効果的且つ継続的に行っていく必要がある。平成15年度から開始した意見交換会は、開催回数、参加人数とも年々増えており、テーマも幅広く開催しており、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1

食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

	H14	H15	H16	H17	H18
1 大規模食中毒の発生件数（単位：件） （過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度） ※施策目標に係る指標1と同じ	6	2	0	2	6
2 ピッシング（と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業）中止率（単位：%） （100%/平成20年度）	—	—	28	42 (17年9月末) 49 (18年2月末)	60 (18年10月末) 70 (19年3月末)

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、「食中毒統計」（医薬食品局食品安全部監視安全課調べ）による。
- ・指標2は、医薬食品局食品安全部監視安全課調べによる。

※ 指標2については、平成15年度までは集計を行っていないため、平成15年度までの当該数値は存在しない。

個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	モニタリング検査達成率(単位: %) (100%/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ	117	104	103	102	102
(調査名・資料出所、備考) 「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室)による。						
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	総合衛生管理製造過程承認取得施設件数(件)	537	555	564	565	584
2	営業許可取得件数(件) 営業の禁停止命令を受けた施設数(件)	2,677,561 693	2,657,717 602	2,637,897 695	2,641,865 724	集計中
3	食品の収去件数(件) 食品の違反件数(件)	183,584 1,838	179,163 1,924	175,972 1,425	172,451 1,277	集計中
4	BSE検査頭数(万頭) BSE発生件数(件)	125 4	125 3	127 3	123 5	122 3
5	食品等の輸入届出件数(千件) 輸入重量(千トン) 検査件数(千件) 検査割合(%) 食品衛生法違反件数(件)	1,619 33 136 8.4 972	1,683 34 171 10.2 1,430	1,791 34 189 10.5 1,143	1,864 34 189 10.2 935	1,859 34 199 10.7 1,530
(調査名・資料出所、備考) ・ 参考指標1は医薬食品局食品安全部監視安全課の調べ(各年度末現在)による。 ・ 参考指標2及び3は各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例による。なお、平成18年度の数值は現在集計中で、平成20年1月に数值等公表予定。 ・ 参考指標4は各都道府県等からの報告(各年度末現在)による。 ・ 参考指標5は医薬食品局食品安全部企画情報課検査所業務管理室の調べによる。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>大規模食中毒については、平成18年度は6件と、過去5年間の発生件数の平均(2.2件)を上回った。これらは全てノロウイルスによる食中毒で、原因施設は仕出屋(5件)及び学校給食(1件)であり、感染原因として調理従事者を介して食品が汚染された可能性が示唆されている。今後は、特に、仕出屋及び給食施設等の大量調理施設における衛生管理の重要性を普及啓発する必要がある。</p> <p>食品製造施設については、平成18年に当該施設を原因とする大規模食中毒の発生はなかった。食品製造施設における総合衛生管理製造過程承認取得施設数については、平成14年度以降増加している。よって、HACCP手法(食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づき、製造工場のどの段階でどのような対策を講じれば、より安全な製品ができるという危機管理管理点を定め、これを連続して監視することにより製品の安全性を確保する衛生管理手法)による食品衛生管理の高度化は進んでおり、食品製造過程について効果的・効率的に衛生管理を行うことができていると評価できる。HACCP手法の更なる普及を図るため、今後とも、地方厚生局、都道府県等及び関係団体とも協力し、事業者に対し引き続きHACCPに関する知識及び承認制度の普及を図る必要がある。</p> <p>BSE対策については、ピッシングにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されており、また、「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」(平成17年5月6日内閣府食品安全委員会)において、「食肉のBSEリスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。」とされている。平成16年以降の調査によると、ピッシングの中止率は一貫して上昇している。また、BSE検査を食肉処理時に行っており、食肉としての流通段階における検査に比べ、確実にBSE検査陽性牛を発見し、同時に、BSE検査陽性牛由来の牛肉等が市場に流通することを防止することが可能であり、BSE対策が効率的・効果的に進められていると評価できる。</p> <p>輸入食品の監視におけるモニタリング検査は、違反を効率的かつ的確に発見するために必要な検査件数を基本として、食品群ごとに過去の輸入実績や違反状況を勘案して策定された「モニタリング計画」に基づき行われるものである。また、最新の検査機器の</p>						

<p>導入や、検査の外部委託などによりモニタリング検査は効率的に実施され、達成率は平成14年度から100%を超えている。モニタリング計画により効率的な違反食品の発見が可能となり、更にその違反事例を踏まえ、輸入時検査の強化、輸入者に対する有効的な指導が可能となっていることから、輸入食品の安全性確保は効率的に行われていると評価できる。</p> <p>上記を踏まえ、食品等の安全性については概ね確保できていると評価できる。</p>	
<p>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</p>	
事務事業名	総合衛生管理製造過程の普及による高度衛生管理の推進
平成18年度 予算額	117百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
<p>概要：食品製造施設に対し、国際的にも導入が推進されている総合衛生管理製造過程（HACCP）システムの適正な推進を行い、食品衛生のより一層の向上を図るとともに、大量調理施設に対するHACCPの考え方による衛生管理の導入の推進や、現行の施設基準の準則や総合衛生管理製造過程承認制度の点検、食品営業施設における食品衛生管理について検証を行い、必要に応じて各事業者における自主的な衛生管理を向上させるためにどのような取り組みが必要かを検討する。</p>	
事務事業名	食中毒危機管理対策の推進
平成18年度 予算額	27百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
<p>概要：食品中の食中毒病因物質の汚染実態の把握及びその汚染実態の把握状況についての評価、並びに国内で発生した食中毒事件の原因菌等の収集及びその性状や遺伝子分析を行うことにより、食中毒の未然防止を図るとともに、大規模・広域食中毒発生時に国と自治体とが連携し迅速な原因究明を行うことにより、食中毒の被害拡大防止を図る。</p>	
事務事業名	BSE検査及びピッシング中止の推進等によるBSE対策の実施
平成18年度 予算額	3,259百万円（補助割合： 検査キットに対する補助 [国 10/10]、[地方自治体 0/10] 20か月齢以下の牛のBSE検査キット [国 1/2]、[地方自治体 1/2] ピッシング中止関連設備 [国 1/2]、[地方自治体 1/2]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
<p>概要：BSE（21か月齢以上の牛等）検査キットに対する補助（補助率10/10）を引き続き行うとともに、地方自治体が自主的に行う20か月齢以下の牛のBSE検査キットに対しても、3年間の経過措置として引き続き補助（補助率10/10）を行い、また、と畜場が実施するピッシング中止関連設備に対しても補助（1/2）を行う。</p>	
事務事業名	輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導
平成18年度 予算額	1,935百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、 <u>検疫所</u> 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
<p>概要：輸入食品の届出件数は増加傾向にあり、多種多様な食品が世界各国から輸入されている中で輸入食品の安全性確保が強く求められていることから、輸入食品の過去の違反状況、危険情報等を踏まえた輸入食品監視指導計画に基づき検疫所が行うモニタリング検査を充実させる。</p>	

個別目標 2						
食品等に関する規格基準の策定を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/ー) ※施策目標に係る指標3と同じ	—	—	—	—	9
2	国際汎用添加物の指定品目数(単位:品目数) (国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目のうち安全性が確認されたものについての指定/ー)	—	—	2	2	3
3	遺伝子組換え食品の国際規格策定の進捗率(単位:%) ・組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案 ・栄養改変した遺伝子組換え植物由来食品の安全性評価のガイドライン (規格案についてコーデックス総会までに正式採択/2009年のコーデックス総会まで) (※)コーデックスの規格等を策定するには、通常8つのステップが必要である。 (Step1:コーデックス総会での新規作業開始の了承、Step2:規格原案作成、Step3:各国コメント提出、Step4:各部会で規格原案を検討、Step5:コーデックス総会で規格原案を予備採択、Step6:各国コメント提出、Step7:各部会で規格案を検討、Step8:コーデックス総会で正式採択)	—	—	—	—	50
		—	—	—	—	12.5
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1及び2については、医薬食品局食品安全部基準審査課の調べによる ・ 指標3については、医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室の調べによる。 <p>※ 指標1については、ポジティブリスト制度が施行されたのが平成18年度であるため、平成17年度までの集計はない。</p> <p>※ 指標2については、国際汎用添加物の指定に向けた取組みが開始されたのが平成14年であり、所定の手続きを終えて初めて指定されたのが平成16年度であるため、平成15年度までの集計はない。</p> <p>※ 指標3については、平成18年度のコーデックス総会で、当該規格の策定が新規作業として承認されたため、平成17年度までの集計はない。</p>						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会において健康影響評価がなされた9農薬等について、学識経験者等の専門家で構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、残留基準を設定し、告示したところであり、着実に制度の整備・運用が行						

われていると評価できる。
 今後とも、引き続き迅速に進める必要がある。
 国際汎用添加物の指定については、内閣府食品安全委員会において健康影響評価が終了した3品目について、学識経験者等の専門家で構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、指定し、告示したところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。
 これまでも、内閣府食品安全委員会の健康影響評価終了後速やかに薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品添加物部会を開催するなど、指定の手續を迅速に進めてきたところであるが、今後とも引き続き迅速に進める必要がある。
 遺伝子組換え食品の国際規格の策定については、バイオテクノロジー応用食品に関して更に検討すべき課題があることから、
 ①「遺伝子組換え動物由来食品」及び②「栄養改変した遺伝子組換え植物由来食品」の安全性評価のガイドライン等を策定し、作業部会を立ち上げて検討を進めることとなった。特別部会は引き続き我が国において開催され、平成21年までに新たな国際基準等の策定作業を完了することとされているが、現在のところ、各規格案について、「組換えDNA動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン」が概ねステップ4に、また、「栄養改変した遺伝子組換え植物由来食品の安全性評価のガイドライン」が平成18年の第29回総会において、新規作業として承認されるなど、平成21年（2009年）のコーデックス総会までの採択に向けて着実に手續が進捗していると評価できる。今後とも、引き続き、手續を着実に進めていく必要がある。
 ※ コーデックス委員会とは、昭和37年にFAO（国連食糧農業機関）及びWHO（世界保健機関）がFAO/WHO合同食品規格計画の実施機関として合同で設立した国際政府間組織であり、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を保護するとともに、公正な食品貿易を確保することをその目的としている。コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO（世界貿易機関）の多角的貿易協定の下で、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられている。我が国は、コーデックス委員会に昭和41年に加盟し、総会や各部会等への代表の派遣や、科学的なデータやコメントの提供など、コーデックス委員会の活動に積極的に取り組んでいる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	ポジティブリスト制度の導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定
平成18年度 予算額	474百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：ポジティブリスト制度の導入に際し、新たに残留基準を設定した758品目について、試験法が整備されていない品目についての分析法を開発するとともに、迅速かつ効率的な検査技術として一斉分析法の整備を進める。 また、内閣府食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するに当たり必要な情報を収集するとともに、わが国における実際の食生活において摂取すると考えられる農薬等の量の調査や、加工食品に含まれる農薬等の調査など、本制度の円滑な推進にあたり必要な調査を行う。	
事務事業名	国際汎用食品添加物の指定
平成18年度 予算額	178百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物に関する使用実態や安全性に係る情報の収集や規格の検討などを行い、食品添加物の指定に必要な調査研究を行う。	
事務事業名	遺伝子組換え食品の国際規格の策定
平成18年度 予算額	58百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

概要：遺伝子組換え食品の安全性に関する国際規格の策定において我が国が中心的な役割を果たすべく、「バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議費」を予算措置し、コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会（TFFBT）の議長国を務め、各規格案について2009年のコーデックス総会までに規格案の正式採択を目指している。

個別目標 3						
虚偽誇大広告等不適正表示の防止により、健康食品の安全対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度) ※施策目標に係る指標4と同じ	193	89	45	39	15
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標3は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室の調べによる						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことにより、広告に関して事業者からの自発的な事前相談を促すと同時に、違反事例の集積が図られ、より適切な監視指導が可能になるが、健康食品等に関する健康被害報告数が近年減少していることから推察できるように、当該施策は健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。 また、健康被害報告については保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことにより迅速かつ効率的な報告が行われている。 全体として、健康被害報告件数も減少傾向で順調に推移しており、施策目標の推進に向けて一定の進展があったと評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導						
平成18年度：9百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予算額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：虚偽誇大広告による健康被害の発生や、当該広告等により消費者が適切な診療機会を逃す等の事態を防止するため、消費者や健康食品製造業者等に対して虚偽誇大広告等禁止制度の周知徹底や不適正表示の改善のための啓発指導を行う。						

個別目標 4						
リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位:%) (60%以上/平成22年度) ※施策目標に係る指標5と同じ	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考)						

※ 指標については、食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたところである。現在のところ調査は行っていないが、平成21年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である

参考指標	H14	H15	H16	H17	H18
1 3府省（食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省）による意見交換会開催回数	—	32	55	65	68
参加者数	—	4,911	8,507	10,484	12,896

(調査名・資料出所、備考)

・参考指標1は、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課の調べによる。

※ なお、リスクコミュニケーション事業は平成15年度から行っているため平成14年度の実績はない。

個別目標4に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

毎年度リスクコミュニケーション（意見交換会）事業運営計画を策定し、当該計画に基づく取組を進めている。意見交換会は国民の関心が高いテーマを中心に3府省が連携して全国各地で開催し、その開催回数及び参加者数は、平成15年以降毎年着実に増加しており、意見交換会を通じてより多くの国民に対して食品安全に関する施策の情報提供が行われ、より多くの国民より意見を聴取することができたものと評価できる。意見交換会開催後には、資料や議事録等を厚生労働省ホームページに掲載し、さらに多くの国民が意見交換会に関する情報にアクセスできるよう配慮してきたところである。また、意見交換会に関する情報だけでなく、食品の安全に関する様々な情報を、厚生労働省ホームページを通して分かりやすく国民に情報提供するよう務めてきたほか、食品の安全に関するパンフレットや教育用資料を作成し、自治体等を通じて幅広く配布し、食品安全の普及啓発に努めてきたところであるが、今後とも、行政、消費者、事業者の三者間のリスクコミュニケーションを通じて、食品の安全性についての相互理解を深めていく必要がある。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施
平成18年度 予算額	26百万円 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	各年度毎にリスクコミュニケーション事業運営計画を策定し、それに基づき、意見交換会の開催や、厚生労働省ホームページの充実等食品安全に関する情報提供に努め、行政、消費者、事業者という三者間におけるリスクコミュニケーションを推進する。

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類
1 施策目標を達成した
2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
i 組織体制の見直しの検討
ii 予算の見直しの検討
iii 事務事業の新設の検討
iv その他（ ）
4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
食品衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
○ 衆議院厚生労働委員会（平成14年7月19日）
二．検疫所及び保健所等における食品衛生監視員の増員（①）、食品検査機能の強化、国、地方公共団体が設置する試験研究機関の調査研究体制の拡充整備など、食品の安全確保のための検疫・検査・研究体制の充実強化を図ること。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
○ 参議院厚生労働委員会（平成15年5月22日）
五 食品添加物の指定及び農薬等の残留基準設定については、国際的基準との整合性を考慮しつつ、厳密なリスク評価に基づく指定等を行うこと。また既存添加物の安全性評価及び残留基準未設定の農薬等に係る基準設定を一層促進すること。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
- ④会計検査院による指摘
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
健康食品については、「健康食品」にかかる制度のあり方に関する検討会（平成15年4月～平成16年6月。研究者、業界関係者等。）を開催したところである。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし